

## 参 考 資 料

### 1 指導要録に関する法令

#### 学校教育法施行令

(学校廃止後の書類の保存)

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

#### 学校教育法施行規則

[指導要録の作成]

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

[表簿]

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

※ 1, 2, 3, 5, 6, 7は省略

- ② 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- ③ 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

## 2 「転入学通知」の様式例

立 学校長 殿	(文書番号) 令和 年 月 日			
	〇〇県立〇〇学校長 <span style="float: right;">印</span>			
	TEL 〇〇〇 〇〇〇〇-〇〇〇〇			
転 入 学 通 知 書				
下記の児童・生徒は、本校に転入学しましたのでお知らせします。ついては、次の書類を送付くださるようお願いいたします。				
1 指導要録写し      2 健康診断票      3 歯の検査票 記				
学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名	生 年 月 日	転 入 学 年 月 日	備 考
		. .	. .	
		. .	. .	
		. .	. .	

## 3 「指導要録写し・抄本受領回報」の様式例

(甲)	児 童 徒 生	指 導 要 録	写 抄 本 送 録
番 号	学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名
送 付 年 月 日		送 付 理 由	送 付 先
----- (校長印) ----- (切取線) -----			
(乙)	児 童 徒 生	指 導 要 録	写 抄 本 受 領 回 報
番 号	学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名
上記の指導要録写し・抄本は当校において受領したのでこれを回報します。 令和 年 月 日			
学校長 殿			学校長 <span style="float: right;">印</span>

- [注] 1 (甲)は送付者にとめおき、(乙)は指導要録写し・抄本に添えて送付する。これを受領した学校では所要事項を記載のうえ直ちに送付者に返送する。  
2 送付内容により、写し、抄本のいずれかを削除する。

#### 4 指導要録関係通知及び通達

幼稚園における指導要録の改善(平成29年通知)

29文科初第1814号

平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属幼稚園, 小学校及び特別支援学校 殿  
を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

高橋道和

幼稚園及び特別支援学校幼稚園における指導要録の改善について(通知)

幼稚園及び特別支援学校幼稚園(以下「幼稚園等」という。)における指導要録は、幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。

今般の幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚園教育要領の改訂に伴い、文部科学省では、各幼稚園等において幼児理解に基づいた評価が適切に行われるとともに、地域に根ざした主体的かつ積極的な教育の展開の観点から、各設置者等において指導要録の様式が創意工夫の下決定され、また、各幼稚園等により指導要録が作成されるよう、指導要録に記載する事項や様式の参考例についてとりまとめましたのでお知らせします。

つきましては、下記に示す幼稚園等における評価の基本的な考え方及び指導要録の改善の要旨等並びに別紙1及び2、別添資料1及び2(様式の参考例)に関して十分御了知の上、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、都道府県知事におかれては所轄の学校に対し、各国立大学法人学長におかれてはその管下の学校に対して、この通知の趣旨を十分周知されるようお願いいたします。

また、幼稚園等と小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)との緊密な連携を図る観点から、小学校等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、この通知により、平成21年1月28日付け20文科初第1137号「幼稚園幼児指導要録の改善について(通知)」、平成21年3月9日付け20文科初第1315号「特別支援学校幼稚園幼児指導要録の改善について(通知)」は廃止します。

#### 4 指導要録関係通知及び通達

学習評価及び指導要録の改善（平成30年通知）

30文科初第1845号

平成31年3月29日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学校長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

については、書きに示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれは、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれ

ては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導要領及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

学習評価及び指導要録の改善（平成28年通知）

28文科初第604号  
平成28年7月29日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学校長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 誠

学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

平成27年3月27日付け26文科初第1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定，小学校学習指導要領の一部を改正する告示，中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学校・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」でお知らせしたとおり，平成27年3月に，学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領，中学校学習指導要領，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小・中学校学習指導要領等」という。）の一部改正が行われ，従来の「道徳の時間」が新たに「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として位置づけられました。

道徳科の評価の在り方については，文部科学省において「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設けて平成27年6月から検討を行い，本年7月22日に報告を受けたところです。

文部科学省においては，専門家会議の報告を受け，各学校における道徳科の学習評価が円滑に行われるとともに，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を下記のとおり取りまとめました。

については、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項等について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本報告の趣旨も踏まえ、指導要録の様式が適切に設定され、新しい道徳科に対応した学習指導と学習評価が行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。その際、入学者選抜を行う高等学校に対しても、遺漏なく周知下さいますようお願いいたします。

表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について  
(平成24年事務連絡)

事務連絡  
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会学校教育担当課  
各指定都市教育委員会学校教育担当課  
各都道府県学校法人主管課  
附属学校を置く国立大学法人の附属学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課  
教育課程課  
参事官(学校運営支援担当)

表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について

1. これまでの経緯

文部科学省では、これまで、指導要録の作成、保存及び送付を情報通信技術を活用して行うことが可能である旨を「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け22文科初第1号）」（以下「通知」という。）（※別紙1）において示すとともに、情報通信技術の活用の際の留意点などをまとめた「指導要録等の電子化に関する参考資料」（平成22年9月30日付け事務連絡）を作成し、送付しております。

その後、平成23年2月には、「学校教育の情報化に関する懇談会（文部科学副大臣決定）」の教員支援ワーキンググループにおいて、「指導要録等のICT化」等について留意すべき基本的な考え方等を整理した「検討のまとめ」（※別紙2）が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省では、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）をまとめました。ビジョンでは、校務の情報化は、「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである」とし、その推進を提言しています。

さらに、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が決定した



「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（※別紙3）において、文部科学省は指導要録・表簿の電子化に当たり、基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知することとされました。

## 2. 本事務連絡の趣旨

このような状況を踏まえ、今回、表簿・指導要録、その写し及び抄本（以下「指導要録等」という。）の電子化に係る基本的な考え方等について、改めてお示しすることとしました。表簿・指導要録等の電子化を進めるに当たっては、以下に示す事項を含め、上記の提言等を参考にしながら、地域や学校の実情に応じて、また、個人情報保護条例等との整合性を図りつつ対応いただきますようお願いいたします。

なお、表簿・指導要録等の電子化に当たり、多様な漢字が使われている児童生徒の氏名の正確な表記をするため、コンピュータに標準搭載されていない文字への対応として、独立行政法人情報処理推進機構において戸籍統一文字や住民基本台帳ネットワークシステム統一文字から人名漢字等を中心に約6万の文字情報（IPAmj 明朝フォント）を整備しております（※別紙4）ので、参考までにお知らせします。

これらのことについて、所管の学校に周知していただくとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いいたします。

### （1）表簿の電子化について

#### ①表簿の電子化及び電子化した表簿の備え方

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項の表簿については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第6条及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条の規定により、情報通信技術を利用して保存することは可能となっていること。

#### ②表簿の真正性・機密性の確保について

表簿を電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

（a）内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。

（b）あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

### （2）指導要録等の電子化について

表簿の中でも特に指導要録等については、上記（1）に加え、以下に示す事項についても御留意願います。

#### ①項目の標準化の考え方

設置者等において指導要録等の電子化を進めるに当たっては、その効率的運用

を図る観点から、上記通知に示した参考様式を基本とし、例えば、「観点」に学校独自の観点を追加する欄や「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等を活用するなど、各学校の取組の特色を反映した記述が可能となるように項目を工夫しつつ、同一のシステムを共同して利用する学校においては基本的に同じ項目等を用いることが重要と考えられること。なお、現在、例えば、財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、指導要録等の電子化の際の標準化に関する検討が進められており、こうした検討結果についてもまとめ次第、情報提供する予定であること。

## ②押印の取扱い

押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保すること、また、送付の際は、学校（又は校長）名の電子署名を付すなど、一般の行政事務における取扱いなども踏まえつつ、文書の真正性を担保する手段を講じることが求められること。

なお、国公立学校においては、指導要録等の送付時に第三者の認証局を通じた電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書をデータと併せて学校のパソコンに備えられたファイルに記録する必要があること（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年文部科学省令第9号)第6条第3項）。

## ③電子的に送付する文書のデータ形式の在り方

設置者の枠を越えて様式が異なる指導要録等を送付する際の課題を解消するため、他の設置者の設置する学校に指導要録の写しや抄本を電子的に送付する場合、当面の間、例えばPDF形式などのように環境に依存せず広くオリジナルの帳票のイメージをほぼ再現して見読可能な電子ファイルに変換して送付することを基本とすることが考えられること。あわせて、必要性があり共通して標準化できる項目については、例えばXML形式のようなデータ交換に適したファイル形式で送付することも考えられること。

なお、指導要録等を他の学校に送付する場合、事前に送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があること（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第6条第2項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項及び第2項）。

## ④ネットワーク環境や認証基盤の在り方

学校の校務処理のためのネットワークを整備する際は、送付する文書の真正性や機密性を確保するために、既存の「総合行政ネットワーク」（通称L G W A N）及び同ネットワーク上で提供されている「地方公共団体組織認証基盤」（通称L G P K I）のサービスの活用を検討していくことが重要と考えられること。